

改正 平成 20 年 3 月 31 日新人委第 885 号
平成 22 年 3 月 23 日新人委第 968 号
平成 22 年 5 月 7 日新人委第 105 号
平成 26 年 3 月 26 日新人委第 782 号

新人委第 1 1 号
平成 19 年 4 月 1 日

各 任 命 権 者 様

新潟市人事委員会
委員長 丸山 正

免許所有職員等の経験年数の取扱いについて

新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 29 号）に関する標記の取扱いについて下記のとおり定めたので，通知します。

記

1 免許取得の時期が遅延した者についての取扱い

級別資格基準表の備考の規定により同表を適用する場合における経験年数が免許を取得した時以後のものとされている職員(以下「免許所有職員」という。)で、当該免許の取得に当たって施行された資格試験に合格した後において、免許の付与の手続の遅延等やむを得ない事情によって正式の免許の取得の時期が遅れたものについては、その試験に合格した時をもって、当該免許を取得した時とみなすことができる。

2 免許取得前の経歴についての取扱い

医療職俸給表(2)又は医療職俸給表(3)の適用を受ける職員のうち、次の表の職員欄に掲げる者で、次の表の経歴欄に掲げる経歴に係る年数の 8 割以下の年数(他の職員との均衡を著しく失する場合は、10 割以下の年数で人事委員会の承認を得たもの)を有するものについて、他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、それぞれ次に定める年数を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

職員	経歴
歯科衛生士	口くう衛生業務の補助に従事した経歴
歯科技工士	歯科技工に関する業務に従事した経歴
診療放射線技師	診療エックス線技師の業務等診療放射線技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴
臨床検査技師	衛生検査技師の業務等臨床検査技師の業務に直接関係ある業務に従事した経歴
臨床工学技士	生命維持管理装置の操作及び保守点検に直接関係ある業務に従事した経歴
理学療法士及び作業療法士	理学療法又は作業療法の業務に従事した経歴
視能訓練士	視能訓練の業務に従事した経歴
言語聴覚士	言語訓練，聴能訓練等に直接関係ある業務に従事した経歴
看護師並びに看護師の免許を有する保健師及び助産師	准看護師の業務に従事した経歴(医療職俸給表(3)初任給基準表の備考第3項の規定の適用を受ける者にあつては，准看護師の業務に従事した経歴のうち3年を超える経歴)

3 特定の経験年数を有する場合の級別資格基準表における経験年数の取扱い

医療職俸給表(2)及び医療職俸給表(3)の適用を受ける職員のうち、新潟市職員任用規則(平成19年1月17日人事委員会規則第7号)に規定する採用試験のうち、民間企業等職務経験者を対象とした試験の結果に基づいて職員となった者で、他の職員との均衡上必要があると認められる場合は、第8条(第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。